

1 相談窓口

◆ 母子・父子自立支援員	…… 2	◆ ひとり親家庭支援センター	…… 2
◆ 身近な人に相談したい	…… 3	◆ 弁護士による無料法律相談	…… 3
◆ 司法書士による無料相談	…… 3	◆ 消費生活相談員	…… 3
◆ 専門機関による相談	…… 3	◆ 子どもの相談	…… 4
◆ 妊娠の不安などの相談	…… 5	◆ 犯罪被害者等支援総合窓口	…… 6

2 給付・手当

◆ 高知市妊婦支援給付金	…… 7	◆ 児童手当	…… 8
◆ 児童扶養手当	…… 9	◆ 特別児童扶養手当	…… 10
◆ 障害児福祉手当	…… 10	◆ 高知県重度心身障害児療育手当	…… 10
◆ 就学援助制度	…… 10	◆ 高知県高校生等奨学給付金	…… 10
◆ 高知県災害遺児修学支援事業	…… 10		

3 年金

◆ 遺族基礎年金	…… 11	◆ 寡婦年金	…… 11
◆ 死亡一時金	…… 12	◆ 遺族厚生年金	…… 12
◆ 障害年金	…… 13		

4 貸付

◆ 母子父子寡婦福祉資金	…… 14	◆ 生活福祉資金	…… 15
◆ 高知市大学等奨学資金	…… 15	◆ 日本学生支援機構の奨学金等	…… 15
◆ 土佐育英協会奨学金・学生寮	…… 16		

5 暮らし

◆ 高知市生活支援相談センター	…… 17	◆ 債務整理	…… 17
◆ 生活保護	…… 17	◆ 母子生活支援施設	…… 17
◆ 市営住宅	…… 18	◆ 県営住宅	…… 18

6 仕事

◆ ハローワーク高知	…… 19	◆ 高知家の女性しごと応援室	…… 20
◆ ひとり親家庭支援センター	…… 20	◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金	…… 21
◆ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金	…… 21	◆ ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業	…… 22

7 子育て支援・保育等

◆ 地域子育て支援センター	…… 23	◆ 子育て短期支援事業	…… 23
◆ 子育て世帯訪問支援事業	…… 23	◆ 子ども発達支援センター	…… 24
◆ 親子通園事業	…… 24	◆ 保育所等	…… 24
◆ 幼稚園等	…… 24	◆ 病児保育事業	…… 25
◆ ファミリー・サポート・センター事業	…… 25	◆ 放課後児童クラブ	…… 25
◆ 乳児院・児童養護施設	…… 25		

8 医療

◆ 各種診査・相談	…… 26	◆ 助産制度	…… 27
◆ 高知市福祉医療費助成制度	…… 27	◆ 公費負担医療制度	…… 28
◆ 高額療養費制度	…… 29	◆ 無料低額診療事業	…… 29

9 自主活動

◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」の事業	…… 30
-------------------------	-------

10 優遇制度

◆ 製造たばこ小売販売業の許可	…… 31	◆ JR通勤定期の割引	…… 31
◆ 税の軽減	…… 31	◆ 少額貯蓄非課税制度	…… 31

11 子育て冊子のご紹介

『こうち子育てガイド ぱむ』	…… 32	『ふくふくまっぷ』	…… 32
----------------	-------	-----------	-------

＊制度の利用にあたっては、各機関に直接お問い合わせください。

＊記載してある内容は、令和8年7月現在のものです。

1 相談窓口

◆ 母子・父子自立支援員

高知市では、ひとり親家庭や寡婦の方の相談相手として母子・父子自立支援員を配置しています。
生活のことや住まいのこと、お子さんの養育のこと、また母子父子寡婦福祉資金の貸付けの利用などについてもご相談ください。

曜日 月～金曜日

時間 [窓口] 9時～16時30分 [電話] 9時～17時15分

子育て給付課 ☎823-9447

◆ ひとり親家庭支援センター

ひとり親や離婚を考えている方のさまざまなご相談に、専門家がお応えします。

相談内容	相談日	対応
就業や子育て、生活全般、養育費に関する相談・支援制度の情報提供など	<u>来所相談・電話相談</u> ＊来所相談は原則予約制 月・火・木・金 9時30分～16時30分 土 曜 日 { 9時30分～12時 13時～16時30分 （祝日・年末年始は除く） LINE 24時間受付（返信は後日）	相談員
親権・養育費・慰謝料・親子交流等についての法律相談など	毎月第1木曜日 14時～16時 毎月第4火曜日 10時～12時 1回約25分（予約／面接相談）	弁護士
	毎月第2木曜日 10時～13時 毎月第3火曜日 13時～16時 1回約50分（予約／面接相談）	司法書士
子どもの養育や修学・親の介護・メンタルケアなどについての相談	毎月第2土曜日 13時30分～、14時30分～ 1回約50分（予約／面接相談）	社会福祉士
家計のやりくり、今後の人生プランなどお金についての相談	毎月第3土曜日 13時30分～、14時30分～ 1回約50分（予約／面接相談）	ファイナンシャルプランナー
子どもや自身の不安・悩みなどについての相談	お問い合わせください。	心理カウンセラー
就労・職場での悩みなどについての相談		キャリアコンサルタント

LINE



こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階
ひとり親家庭支援センター ☎875-2500
ホームページ <https://kochi-boshi.net/>

◆ 身近な人に相談したい（民生委員・児童委員、主任児童委員）

地域住民の相談役として、民生委員・児童委員、主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱されています。
生活、家族、健康のことなどお気軽にご相談ください。

健康福祉総務課 ☎823-9440

◆ 弁護士による無料法律相談

◆ 司法書士による無料相談

市民の日常生活における法的な知識を要する問題等について、弁護士・司法書士の協力を得て予約制により相談に応じています。

区分	相談日	相談時間
弁護士による 無料法律相談	毎月第1・第3水曜日 13時～15時【予約制】	1人20分
司法書士による 無料相談	毎月第1・第3水曜日 13時～15時【予約制】	1人30分

広聴広報課 情報公開・市民相談センター ☎823-9412

◆ 消費生活相談員

消費生活のトラブル（商品やサービスの購入に関する困りごとなど）や、借金の整理方法について、消費生活相談員が相談に応じています。

曜日・時間 月～金曜日 9時～16時
土曜日 9時～12時、13時～16時

高知市消費生活センター ☎823-9433

◆ 専門機関による相談

相談内容	相談日	対応	相談場所等
家庭関係・生活など女性の 問題に関する相談全般	第2水曜日・祝日・年末年始を除く毎日 9時～12時、13時～17時（最終受付時間は16時） （電話相談／予約・面接相談）	こうち男女共同参画 センター「ソーレ」 相談員	こうち男女共同参画 センター「ソーレ」 ☎873-9555
こころの相談（女性対象）	第1・3木曜日 14時～16時 （予約・面接相談）	女性心理 カウンセラー	こうち男女共同参画 センター「ソーレ」 ☎873-9100
法律相談（女性対象）	第2・4木曜日 14時～16時 （予約・面接相談）	弁護士	
男性のための悩み相談 （男性対象）	第1火曜日（予約・オンライン面接） 第2金曜日、第3・4水曜日 （予約・面接／電話相談） 18時～20時	男性心理 カウンセラー	
にじいろコール ～LGBTsに関する相談～	第4土曜日 13時30分～16時30分 （専用電話回線にて）	専門相談員	こうち男女共同参画 センター「ソーレ」 ☎0120-56-2416

相談内容	相談日	対応	相談場所等
配偶者等からの暴力や家庭問題等に関する相談	<u>来所相談</u> *要電話予約 月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9時～17時15分（受付は16時まで） <u>電話相談</u> 年末年始を除く毎日 平日 9時～17時15分、18時～22時 土・日・祝日 9時～20時	女性相談 支援員	高知県女性相談 支援センター （配偶者暴力相談 支援センター） ☎833-0783
・子ども（18歳未満）に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談 ・療育手帳の判定	月～金曜日 8時30分～17時15分 （祝日・年末年始を除く。ただし、虐待に関する通報は夜間・休日でも受け付けています）	児童相談所 職員	高知県中央児童 相談所 ☎821-6700 療育手帳専用 ☎844-0035
虐待通告	24時間・365日	児童相談所 職員	全国共通ダイヤル ☎189

◆ 子どもの相談

相談名	相談内容	相談日	対応	相談場所等
児童相談	子育て・教育・福祉など	月～金曜日 [窓口] 9時～16時30分 [電話] 8時30分～17時15分 （祝日・年末年始を除く）	市職員・ 子ども家庭 支援相談員	高知市子ども家庭支援センター ☎823-1212
		365日 8時30分～17時30分	相談員	児童家庭支援センター 高知みその ☎872-6488
		月～土曜日 9時～17時30分 （祝日・年末年始を除く）	相談員	児童家庭支援センター 高知ふれんど ☎803-5550
	養護・健全育成・虐待など	月～金曜日 [窓口] 9時～16時30分 [電話] 8時30分～17時15分 （祝日・年末年始を除く。ただし、虐待に関する通告は夜間・休日でも受け付けています）	市職員・ 子ども家庭 支援相談員	高知市子ども家庭支援センター ☎823-1212 （通告専用）☎823-9489

相談名	相談内容	相談日	対応	相談場所等
公立保育所 子育て相談	子育てに関する相談、 情報について	毎月1～2回 9時30分～11時30分 (園により曜日や時間が 異なります)	園長・ 保育士	公立保育所(22園) 公立小規模保育施設(2園) 【お問い合わせ】保育幼稚園課 ☎823-4012
教育相談	児童生徒の不登校につ いての相談	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)	市職員	高知市教育研究所 ☎832-4498
教育相談 就学相談	小・中・義務教育学校にお ける特別支援教育に関する こと、就学に関するること についての相談	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)	市職員	特別支援教育課 ☎832-4492
少年相談	少年の非行など、少年 に関する問題の相談	月～金曜日 9時～17時15分 (祝日・年末年始を除く)	市職員・教員 ・警察職員	高知市少年補導センター ☎824-6671
24時間 子どもSOS ダイヤル	不登校やいじめをはじめ とする子ども本人の悩み や、子どもの教育に関す る保護者等の相談	24時間・365日	教育相談員 など	高知県心の教育センター (無料) ☎0120-0-78310

◆ 妊娠の不安などの相談

相談名	相談内容	相談日	対応	相談場所等
にんしん SOS高知 みそのらんぷ	妊娠不安や思いがけない 妊娠、性の悩み、様々な 困難を抱える妊産婦等に 対する電話、メール、 LINE、来所、同行による 相談	年中無休 ☎ 8時30分～20時 ☒ 24時間受付 (返信は日中) LINE 8時30分～20時	専門相談員 ・助産師	児童家庭支援センター 高知みその内 にんしんSOS高知 みそのらんぷ ☎ 0120-620-331 ☒ misonolampsos @gaea.ocn.ne.jp LINE 
プレコンセプ ションケア※ に関する相談	月経、妊娠・出産にまつ わる不安、性感染症、思 春期の性の悩みなど、性 と健康に関する相談	月～土曜日 13時～18時30分 (祝日・年末年始を除く)	専門相談員 ・産婦人科医師	こうちプレコン 相談窓口 ☎824-1221

※男女ともに性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うこと。

◆ 犯罪被害者等支援総合窓口（相談支援員）

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、早期に円滑な日常生活を営むことができるよう、関係課や関係機関と連絡・調整し、適切な行政サービスの提供を支援します。

また、経済的困難に直面する被害者等を迅速に救済するため、見舞金を支給します。

《犯罪被害者等見舞金》

見舞金の種類	見舞金の額	支給対象者
遺族見舞金	30 万円	犯罪行為により死亡した方の遺族であって、当該犯罪被害が発生した時に市民※であった方（事実上婚姻関係にあった方、パートナーシップ関係にあった方を含む） ※市民…高知市の住民基本台帳に記録されている人（以下、同様）
重傷病見舞金	10 万円	犯罪行為により重傷病※を負った方であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であった方 ※重傷病…1 か月以上の加療かつ通算 3 日以上入院（精神的な疾病は 3 日以上労働不能）
性犯罪被害見舞金	10 万円	不同意性交等罪などの性被害（不同意わいせつ※罪は対象外）を受けた方であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であった方 ※不同意わいせつ…相手の同意がない状態でわいせつな行為（性的な接触や映像・画像の撮影など）を行うこと

曜日・時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9 時～16 時 30 分

くらし・交通安全課 ☎823-9487

《高知市役所以外の犯罪被害者等支援に関する相談窓口》

相談窓口	相談内容	相談時間	連絡先
警察総合相談電話	・警察への相談全般	24 時間対応	☎088-823-9110 #9110
犯罪被害者ホットライン （警察）	・犯罪被害相談全般	24 時間対応	電話相談 ☎088-871-3110
高知県犯罪被害者等 支援相談窓口	・犯罪被害相談全般 ・支援機関の調整 ・補助金制度	月～金曜日 9～12 時、13～16 時 （祝日・年末年始を除く）	電話相談 ☎088-823-9340 ※面接相談は要予約
こうち被害者支援センター （高知県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）	・犯罪被害者支援のための相談 ・付き添い支援	月～金曜日 10 時～16 時 （祝日・年末年始を除く）	電話相談 ☎088-854-7867 ※面接相談は要予約

2 給付・手当

◆ 高知市妊婦支援給付金

出産育児関連用品の購入や、子育てサービスの利用にかかる負担軽減のため、現金を給付する経済的支援を行っています。

【対象者】

- ・申請時、高知市に住民票がある
- ・(高知市に転入された方について) 転入前に他市で「子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付」を受けていない
- ・妊娠又は出産された本人
 - *妊娠について、医師による胎児心拍の確認ができた方
 - *流産・死産の場合を含む

【給付額】

1回目 5万円

*妊娠届提出の面談のときに申請の案内をしています。

2回目 5万円×妊娠したお子さんの人数

*妊娠8か月アンケートのときに申請の案内をしています。

母子保健課 ☎855-7795



◆ 児童手当

高知市に住民登録をしている、高校生年代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方に支給される手当です。

原則として申請をされた翌月分から支給対象となります。

公務員の場合は、勤務先から支給されます。

ただし、以下の児童については支給の対象となりません。

- ・日本国内に住所を有しない児童（留学中の者を除く）
- ・児童養護施設などに入所している児童や里親に委託されている児童（施設の設置者や里親に対して手当が支給されます）

手当月額（令和 8 年 7 月現在）

	3 歳未満	3 歳以上 高校生年代まで
第 1 子・第 2 子	15,000 円	10,000 円
第 3 子以降	30,000 円	30,000 円

▷「第 3 子以降」とは、大学生年代まで（22 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の養育している児童のうち、3 番目以降をいいます。

手当の支払について

対象月	支払日
2 月分から 3 月分の手当	4 月 15 日
4 月分から 5 月分の手当	6 月 15 日
6 月分から 7 月分の手当	8 月 15 日
8 月分から 9 月分の手当	10 月 15 日
10 月分から 11 月分の手当	12 月 15 日
12 月分から 1 月分の手当	2 月 15 日

＊指定した口座へ、口座振込により支払います。

＊15 日が土・日などの金融機関休業日の場合、その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447



◆ 児童扶養手当

次の①から⑧のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定以上の障害のある場合は20歳未満）の父または母もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚で出生した児童）

手当月額（令和8年7月現在）

支給区分	全額支給	一部支給	全部支給停止
児童1人	月額48,050円	月額48,040～11,340円	月額0円
児童2人以上	以下児童1人増すごとに 月額11,350円加算	以下児童1人増すごとに 月額11,340～5,680円加算	月額0円

▷申請者及び配偶者並びに生計同一の扶養義務者の前年の所得が制限額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当は全額又は一部が支給停止されます。

▷申請を受理した月の翌月分から支給対象となります。

▷上記支給額にかかわらず、児童扶養手当額より低額の公的年金等を受給している場合は、その差額分が支払われます。障害基礎年金等を受給されている方は、一部発生する見込みがありますので、一度、子育て給付課までご連絡ください。

▷毎年8月に更新の手続き（現況届）があります。

手当の支払について

- * 指定した口座へ、口座振込により支払をします。
- * 奇数月の11日に前月、前々月分を支払います。
- * 11日が土・日などの金融機関休業日の場合、その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

手当月額（令和8年7月現在）

児童 1人につき	重度障害児（1級）	月額 58,450 円
	中度障害児（2級）	月額 38,930 円

◆ 障害児福祉手当

20歳未満であって、身体または精神・知的に重度の障害（おおむね身体障害者手帳1級、療育手帳A取得者の一部またはそれと同程度）のある方に支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 16,560 円です。（令和8年7月現在）

◆ 高知県重度心身障害児療育手当

障害児福祉手当を受給していない18歳未満の重度心身障害児（特別児童扶養手当1級相当）を監護する保護者に対して支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 7,300 円です。（令和8年7月現在）

障がい福祉課 ☎823-9053

◆ 就学援助制度

小・中学校等に経済的な理由によって就学困難な世帯に対して、学用品の購入費、入学に係る学用品やランドセルなどの購入費（新入学準備費）、修学旅行費、給食費などの援助をしています。

青少年・事務管理課 ☎823-9468

◆ 高知県高校生等奨学給付金

高等学校等に入学されたお子さんのいる生活保護（生業扶助）受給世帯または非課税世帯等に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、申請に基づいて、奨学給付金を支給しています。

高知県教育委員会 高等学校課 ☎821-4851

◆ 高知県災害遺児修学支援事業

交通事故・災害・自死によって両親または父母のいずれかを失った、高校生の修学費負担軽減のために、修学金を支給します。

ただし、修学金を受けようとする生徒の属する世帯の年収が910万円以上の場合は対象になりません。

入学支度金	50,000 円
修学金	月額 10,000 円

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 ☎856-5539

3 年金

＝ご家族を亡くされたとき＝

◆ 遺族基礎年金【国民年金】

遺族基礎年金とは、死亡日の前日までに一定の滞納がない等の受給要件を満たしている死亡された方によって生計を維持されていた下記の対象者が受けることができる給付です。

▷時効（5年）を経過した期間のものは支給されません。

支給対象者

- ① 18歳到達日の属する年度末まで（国民年金法1級・2級の障害があれば20歳未満）の未婚の子
- ② ①の子と生計同一の配偶者（事実婚を含む）

▷夫が支給対象となる場合は、平成26年4月1日以降の死亡日のものに限りです。

▷支給対象者に一定以上の収入があると、死亡された方に生計維持されていたとみなされない場合があります。

遺族基礎年金を受給され、前年の所得額が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下の方は、「遺族年金生活者支援給付金」も受給することができます。

給付額は月額5,620円が、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,620円を子の数で割った金額がそれぞれの子に支払われます。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

◆ 寡婦年金【国民年金】

寡婦年金とは、死亡日の前日において、第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間が10年（平成29年7月31日以前に死亡された場合は25年）以上あり、かつ、障害基礎年金又は老齢基礎年金を受け取らずに亡くなった夫に生計を維持されていた妻（事実婚を含む婚姻期間が死亡当時まで継続して10年以上ある者に限る）に、60歳から65歳になるまでの間に支給される給付です。

▷時効（5年）を経過した期間のものは支給されません。

▷寡婦年金と死亡一時金のいずれも受給権がある方は、選択によりどちらか一方の支給となります。

▷夫が死亡した当時、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていた場合は支給されません。

◆ 死亡一時金【国民年金】

死亡一時金とは、障害基礎年金または老齢基礎年金を受け取らずに亡くなられた方が、死亡日の前日において第1号被保険者（任意加入を含む）として保険料を3年以上納めていた場合に遺族に支給される一時金です。

死亡一時金を請求できる遺族の請求順位は、死亡された方と生計同一の方で、配偶者（事実婚を含む）・子（養子を含む）・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順となります。

▷時効（2年）を経過すると支給されません。

▷遺族が遺族基礎年金を受給できる場合は支給されません。

▷死亡一時金と寡婦年金のいずれも受給権がある方は、選択によりどちらか一方の支給となります。

国民年金に関することは

中央窓口センター 国民年金担当 ☎823-9439

◆ 遺族厚生年金【厚生年金】

厚生年金の被保険者または受給権者が亡くなられたとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます（被保険者の場合の保険料納付要件は、遺族基礎年金と同じです）。

ただし遺族が、亡くなられた方に生計維持されていた子のない配偶者、父母、孫、祖父母の場合は、遺族厚生年金だけが支給されます。

▷子・孫とは18歳到達日の属する年度末まで（国民年金法1級・2級の障害があれば20歳未満）の方となります。

▷夫・父母・祖父母が遺族である場合は、死亡当時に55歳以上であることが要件となり、受給開始は60歳からです。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳より前でも遺族厚生年金をあわせて受け取ることができます。

▷遺族には、受給の優先順位があります。

▷詳しくは最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

▷年金事務所での年金相談・お手続きの際は予約が必要です。予約の申し込みは、予約受付専用電話「0570-05-4890」（平日8時30分～17時15分）または最寄りの年金事務所まで。

日本年金機構 高知東年金事務所 ☎831-4430

高知西年金事務所 ☎875-1717

いずれも自動音声案内が流れましたら、「1」のあと「2」を押してください。

＝病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったとき＝

◆ 障害年金【国民年金／厚生年金】

障害年金は、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「**障害基礎年金（１・２級）**」「**障害厚生年金（１～３級）**」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、**障害手当金**（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

国民年金保険料の免除

国民年金第１号被保険者※であって、障害基礎年金または障害厚生年金（１・２級に限る）を受ける方は、国民年金保険料が免除されます。（要届出）

※20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方であって、第２号（厚生年金加入者）・第３号（２号が扶養する配偶者）でない方。

詳細は高知市ＨＰ、日本年金機構ＨＰをご覧ください。

障害基礎年金の申請 中央窓口センター 国民年金担当 ☎823-9439

障害厚生年金の申請 日本年金機構 高知東年金事務所 ☎831-4430

高知西年金事務所 ☎875-1717

いずれも自動音声案内が流れましたら、「１」のあと「２」を押してください。

4 貸付

◆ 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、各種資金の貸付を行っています。貸付限度額や、償還期間などは資金ごとに異なります。

申請については条件等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

種類	貸付対象	内容
就学支度資金	母子家庭の児童、 父子家庭の児童、 父母のない児童、 寡婦が扶養している子	お子さんの入学に必要な経費 (小・中学校については、所得制限あり)
修学資金	母子家庭の児童、 父子家庭の児童、 父母のない児童、 寡婦が扶養している子	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な経費
修業資金	母子家庭の児童、 父子家庭の児童、 父母のない児童、 寡婦が扶養している子	お子さんが就職に必要な知識技能を習得するのにかかる経費
結婚資金	母子家庭の児童、 父子家庭の児童、 寡婦が扶養している子	お子さんが結婚するにあたり必要な経費
技能習得資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	就職に必要な技能や資格を得るためにかかる交通費、授業料等の経費
就職支度資金	母子家庭の母、児童、 父子家庭の父、児童、 父母のない児童、 寡婦	就職に際して必要な経費
事業開始資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な経費
事業継続資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦 母子・父子福祉団体	事業を継続するのに必要な経費
生活資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	・技能習得期間中 ・医療介護資金を借り受けている間 ・失業中の生活を安定、継続するのに必要な経費(恒常的なものは除く)
	母子家庭の母、 父子家庭の父 (配偶者のない者となつて7年未満の者に限る)	配偶者のない者となつて7年未満の者の、生活を安定・継続するのに必要な経費(1回の貸付は3か月を限度)
	母子家庭の母、 父子家庭の父	家計急変者が、児童扶養手当の支給が開始されるまでの生活安定・維持するのに必要な経費(1回の貸付は3か月を限度)
住宅資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	住宅の建築、購入、増・改築、補修保全及び建て替えするために必要な経費
転宅資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	住居の移転に際し、住宅の貸借、家財運搬等に必要な資金
医療介護資金	母子家庭の母、児童、 父子家庭の父、児童、 寡婦	・医療を受けるのに必要な経費 ・介護保険法に規定する保険給付にかかるサービスを受けるのに必要な経費

◆ 生活福祉資金

低所得世帯、障害世帯又は高齢世帯を対象に経済的自立及び、安定した生活を送ることを目的とした貸付を行っています。

▷母子家庭・父子家庭・寡婦の方は母子父子寡婦福祉資金の方が優先します。

▷申請については資金ごとに条件等がありますので、お問い合わせください。

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 ☎856-5539

=学費の貸付と学生寮について=

◆ 高知市大学等奨学資金

大学（短期大学）・大学院・専修学校に進学される新入生（高校及び大学等を卒業して2年以内の方）及び大学等に1年以上在学している方で、経済的理由により修学が困難な場合に貸付を行っています。

高知市大学等奨学資金制度は、令和8年度の新規募集をもちまして終了させていただきました。

令和9年度以降の新規募集は行わない予定です。

青少年・事務管理課 ☎823-9468

◆ 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金等

経済的理由で進学をあきらめることがないよう、貸与または給付の奨学金があります。申込資格、学力基準、家計基準等、詳しくはHPでご確認ください。

《貸与奨学金》返済必要

国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院で学ぶ人が対象です。

- ・第一種奨学金（無利子）
- ・第二種奨学金（有利子）
- ・第一種・第二種併用貸与の奨学金
- ・入学時特別増額貸与奨学金（有利子）
- ・授業料後払い制度（大学院修士段階）

他に、海外留学のための貸与奨学金、海外留学支援制度（給付奨学金）もあります。

《給付奨学金》返済不要

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校で学ぶ人が対象です。

「高等教育の修学支援新制度」として、給付奨学金、入学金・授業料の減免があります。

奨学金については日本学生支援機構が、減免については確認大学等※が実施しています。

※国または自治体の確認を受けた大学等

奨学金について ☎0570-666-301
申込手続について 在学中の学校
入学金・授業料の減免について 各大学等

◆ 土佐育英協会奨学金・学生寮（男子のみ）

高知県内に住所を有する者の子弟であり短期大学・大学・専修学校（専門課程）に進学又は在学される方で、学力優秀で、勉学の意欲がありながら、学資の支払いが困難な場合に貸付を行っています。

また、東京において学生寮（男子のみ、大学生・大学院生）を運営しています。

▷募集期間は例年、奨学金の第一次募集が10月1日～12月5日頃、第二次募集が2月1日～4月5日頃まで、学生寮の第一次募集が10月1日～12月5日頃、第二次募集が2月1日～3月5日頃までとなっています。学生寮については第二次募集後の随時募集も行います。

▷専修学校（専門課程）は高知県内に所在する学校で2年以上の学科に限ります。

▷貸与型奨学金に上乗せできる給付型奨学金があります。（数名／年）

（公財）土佐育英協会 ☎873-8956

ホームページ <https://www.tosaikuei.jp>



5 暮らし

=暮らしを立て直すために=

◆ 高知市生活支援相談センター

「収入が少なく生活費が足りず日々の暮らしに困っている」、「税金や保険料の滞納があり、家計のやりくりで困っている」「住居を失いそう」「家族がひきこもっている、病気や障害がある等、今後の生活に不安がある」などの暮らしに関する様々な相談をお受けしています。

専門の支援機関と連携しながら、問題解決に向けて取り組んでいます。

お電話やメールでの相談も可能です。お気軽にご相談ください。

高知市生活支援相談センター(総合あんしんセンター内)

☎856-5529 ✉sien-kochi@piano.ocn.ne.jp

◆ 債務（借金）整理

生活を圧迫するほどの債務がある場合は、債務整理をすることで暮らしを立て直せることがあります。

消費生活相談員がご事情を伺い、必要があれば弁護士等につなぎます。

曜日・時間 月～金曜日 9時～16時

土曜日 9時～12時、13時～16時

高知市消費生活センター ☎823-9433

◆ 生活保護

生活保護は、国が定めた最低限度の生活を保障し、自立への支援を行う制度です。

収入が少なく、日々の生活にお困りであれば、ためらわずご相談ください。

ご相談は

福祉管理課 ☎823-9444

◆ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、お子さんの養育が十分にできない場合に、お子さんと一緒に入所できる児童福祉施設です。

世帯の自立を促進するため、母子支援員・少年指導員により、生活の援助や養育等の援助を行います。子ども家庭支援センターにご相談ください。

▷所得により費用負担があります。

子ども家庭支援センター ☎823-1212

＝住宅をお探しの方に＝

住宅に困っている家庭のために、低家賃で入居できる公営住宅があります。定期的に募集を行います。

◆ 市営住宅

一般向けの他に、母子・父子・障害者家庭などを対象として募集する住宅もあります。

高知市営住宅管理センター ☎823-9067

高知市住宅政策課 ☎823-9463

◆ 県営住宅

母子・父子・障害者家庭などを対象として、抽選の当選確率を高くする優遇措置をとっています。

高知県住宅供給公社 ☎883-0344

高知県住宅課 ☎823-9855



6 仕事

=転職したい就職したい=

◆ ハローワーク高知（高知公共職業安定所）

ハローワークでは就職(転職)をお考えの方に、職業相談・職業紹介・求人情報の提供等を行っています。

また、転職に際し、新たな技能を身につけたい方には、各種訓練制度の活用についての相談も行っていますので、どうぞお気軽にご利用ください。



ハローワーク高知 開庁時間 月～金曜日 8時30分～17時15分 「マザーズコーナー」には授乳室やキッズコーナーを併設！	高知市大津乙 2536-6	☎878-5320
高知市福祉事務所 就労支援窓口（ハローワーク高知） 開庁時間 月～金曜日 9時～16時30分 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対して、担当者制・予約制による職業相談、職業紹介等就労支援を実施。	高知市本町 5-1-45 高知市役所本庁舎 2階	☎800-1058
ハローワークジョブセンターほんまち 開庁時間 月・木曜日 10時～19時 火・水・金曜日 9時～17時15分 第2・4土 10時～17時	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎 1階	☎826-8870
若者相談コーナー（ジョブカフェこうち内併設） 開庁時間 月～金曜日 10時～18時	高知市帯屋町 2-1-35 ジョブカフェこうち 3階	☎802-2076



ハローワーク高知 ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-hellowork/>

◆ 高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）

すべての女性を対象に、丁寧なキャリアコンサルティングにより、ひとり一人の経歴や適性に応じたお仕事探しや就労中のお悩みごと相談などの就労支援を行っています。

受付時間 月・金曜日 9時～17時
火・木曜日 9時～18時
土曜日 10時～17時
▷祝日・年末年始は休み

こうち男女共同参画センター「ソーレ」3階
高知家の女性しごと応援室 ☎873-4510

◆ ひとり親家庭支援センター（無料職業紹介所）

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親の方に対し、就業相談や求人情報提供、就業のための各種資格や技能を取得する支援制度等についての紹介を行っています。

相談時間 月・火・木・金曜日 9時30分～16時30分
土曜日 9時30分～12時、13時～16時30分
▷祝日・年末年始は休み



こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階
ひとり親家庭支援センター ☎875-2500
ホームページ <https://kochi-boshi.net/>



=資格をとりたい=

◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんが雇用保険制度における教育訓練給付金の指定講座を受講される場合に、受講料の6割に相当する額（12,000円以下は対象外）を支給します。

▷雇用保険制度の給付金（受講料の2～5割）対象の方には、差額を支給（12,000円以下は対象外）。

▷受講前の申請が必要です。支給を受けるには要件がありますので、事前にお問い合わせください。

講座	支給額上限	追加支給
一般教育訓練講座 特定一般教育訓練講座	20万円まで	—
専門実践教育訓練講座	修学年数×40万円とし 160万円まで (一部上限が異なる場合あり)	修了後1年以内に資格を取得し、資格を活かした仕事に就職等した場合、受講費用の25%（上限 年20万円）を追加支給

◆ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんが、指定の資格取得のため養成機関で6か月以上修業される場合に、生活費の一部を支給します。

【対象資格】

その他対象となる資格もございますので、詳しくはご相談ください。

- ・看護師（准看護師／正看護師）
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・歯科衛生士
- ・美容師
- ・社会福祉士
- ・製菓衛生師
- ・調理師
- ・シスコシステムズ認定資格
- ・LPⅠ認定資格

- ・専門実践教育訓練給付金の指定講座のうち、訓練期間が6か月以上の資格
- ・特定一般専門実践教育訓練給付金の指定講座のうち、訓練期間が6か月以上の資格
- ・一般教育訓練給付金の指定講座のうち、訓練期間が6か月以上の情報関係の資格

【支給期間】

修業期間中

ただし標準訓練期間内。上限4年（一部上限が異なる場合あり）。

▷受講開始後の申請も可能ですが、支給は申請月からとなります。

▷支給を受けるには要件がありますので、事前にお問い合わせください。

区分	支給月額 (当初)	支給月額 (最後の1年間)	修了支援給付金 (修了後、要件を満たす場合)
住民税 非課税世帯	100,000円	140,000円	50,000円
住民税 課税世帯	70,500円	110,500円	25,000円

子育て給付課 ☎823-9447

◆ ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業

・訓練促進資金

前頁の母子家庭等高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、職業訓練資金の貸付けを行います。

内容	貸付額
入学準備金 (養成機関への入学時)	50 万円以内
就職準備金 (養成機関を卒業し、取得した資格を活かして就職したとき)	20 万円以内

▷利子

【連帯保証人あり】 無利子

【連帯保証人なし】 返還債務の履行猶予期間：無利子 猶予期間経過後：年 1.0%

▷返還免除

養成機関卒業から 1 年以内に、取得した資格を活かして就職し、5 年間その職に従事したとき

・住宅支援資金

原則、高知県在住で児童扶養手当の支給を受けている方、かつ「母子・父子自立支援プログラム※」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む方に、住居の借り上げに必要な資金の貸付けを行います。

▷貸付額 入居している住宅の家賃実費（月額上限 7 万円）

▷貸付期間 12 か月まで ▷利子 無利子

▷償還免除

【貸付申請時に無職】 貸付期間中に就職し、1 年間就業を継続した場合

【貸付申請時に就業中】 貸付期間中に、貸付申請時よりも高い所得が見込まれる転職等を行い、1 年間就業を継続した場合

高知県社会福祉協議会 福祉資金課 ☎844-4600

※母子・父子自立支援プログラム

対象：母子家庭の母 及び 父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な方を含む）

内容：面接により生活状況・就業への意欲・資格取得への取組等について状況把握し、個々のケースに応じた支援メニューを策定します。

ひとり親家庭支援センター ☎875-2500

7 子育て支援・保育等

◆ 地域子育て支援センター

妊娠中の方をはじめ、就学前のお子さんとその保護者が気軽に集い、交流し、情報交換や育児相談ができる施設です。

▷開設日等については、各施設にお問い合わせください。

施設名	連絡先	施設名	連絡先
あい (ちぐさ内)	☎834-2040	たんぽぽ (あざみの保育園内)	☎845-1253 (園代表)
ほけっとランド (西部健康福祉センター内)	☎828-4781	はるの・わくわくほけっと (春野あじさい会館内)	☎080-8637-8934
くすくすひろば (東部健康福祉センター内)	☎882-9387	こあら (株山崎技研敷地内)	☎833-7077
こもれびテラス (保健福祉センター内)	☎820-1171	おおつ・にじいろひろば (大津保育園内)	☎866-1249 (園代表)
にこにこひろば (朝倉中央保育園内)	☎844-1823	さくらんぼの森 (帯屋町チェントロビル2階)	☎855-7010
いるかひろば (港孕保育園内)	☎834-1484 070-7487-6999	親子みかづき広場 (みかづき幼稚園内)	☎854-3900
あそぼっと (若葉保育園内)	☎844-5615 (園代表)	ママン (高知蔦屋書店3階)	☎855-5238
うららかなかよし広場 (うららか保育園内)	☎805-2828 (園代表)	おもいっきりひろば (ニチイキッズ宮南保育園併設)	☎855-7310

◆ 子育て短期支援事業

・短期入所生活支援事業（ショートステイ）

保護者等の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てにお困りのご家庭のお子さんを児童福祉施設等でお預かりします。お子さん自ら希望しての入所や、母子での入所も可能です。

▷所得に応じて費用負担があります。

・夜間養護事業（トワイライトステイ）

仕事などで、恒常的に帰宅が遅いご家庭のお子さん（原則小学生）を児童福祉施設でお預かりします。

▷所得に応じて費用負担があります。

◆ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に不安や負担を感じている子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいるご家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みをお聞きしたり、家事・子育て等のお手伝いをします。

利用にあたっては、事前に面談があります。

▷所得に応じて費用負担があります。

◆ 子ども発達支援センター

子どもの発達や障害に関する相談を行っています。概ね18歳未満のお子さんと保護者の方を対象に、電話・来所・訪問など、保健師・心理士等のスタッフが対応します。

母子保健課 子ども発達支援センター ☎823-9552

◆ 親子通園事業（ひまわり園）

親子通園により、お子さんの発達に応じた遊びや日常生活動作の習得支援を行っています。

また、保護者の相談に応じ、保護者同士の交流会等も行っています。

対象は発育・発達に遅れや不安のある未就園のお子さんとその保護者の方です。

ひまわり園 ☎823-1217

◆ 保育所等（令和8年7月現在）

保護者の就労や疾病等「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難な場合、市内82か所の保育所でお子さんをお預かりします。

また、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園や、主に3歳未満児で定員19人までの小規模保育事業所等でもお子さんをお預かりします。

・ 保育時間

保育標準時間認定の方：最大で11時間

保育短時間認定の方：最大で8時間

▷保護者の就労時間の都合などで、特に必要な場合に限り時間を定めて延長しています。

・ 保育料

各世帯の市区町村民税の課税状況により決まります。

4月～8月分については前年度の市区町村民税の課税状況によって、9月～翌年3月分については当年度の市区町村民税の課税状況によって決まります。

（4月1日時点で3歳以上児及び市区町村民税非課税世帯の3歳未満児については、令和元年10月から無償化。ただし、3歳以上児については、副食費として施設で定める金額を徴収します）

◆ 幼稚園等（令和8年7月現在）

市内には幼稚園が4園あります（認定こども園を除く）。

幼稚園は、就労等による保育の必要性を問わず、満3歳以上からお預かりする施設で、小学校就学前の子どもの心身の発達を図りながら、人間形成の基礎を培っています。

お仕事等により預かり保育を実施している園もあります。

・ 利用料

年齢、利用施設や事業によって、無償化給付の対象になる場合があります。

保育幼稚園課 ☎823-4012

◆ 病児保育事業

病中または病気の回復期等で集団保育ができない0歳～小学3年生のお子さんを、保護者の勤務の都合等で家庭看護できない時にお預かりします。

開設日時：月～土曜日（病後児保育室ぱんぷきんは月～金曜日）8時～18時

＊祝日・年末年始は休みです。

利用料：1日2,000円（所得に応じて減免あり。食費等は別途負担）

制度については

子ども育成課 ☎823-9482

施設の予約やお預かりについては 各施設へ

	施設名	連絡先	施設名	連絡先
病児・ 病後児 対応型	キューピットハウス （細木病院）	☎822-7211 （病院代表）	もみくんち （もみのき病院）	☎849-2184
	愛あいルーム （三愛病院）	☎845-5291（病院代表） 090-3188-0260	ラベンダー （うららか保育園）	☎805-2828 （園代表）
病後児 対応型	病後児保育室 ぱんぷきん （宮前保育園）	☎824-0128		

◆ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方と子育ての手助けができる方が会員登録をし、お子さん（生後6ヶ月から小学校6年生まで）の預かりや保育園等の送迎などの育児支援を行います。

▷利用料 1時間600円～700円（曜日、時間帯により変わります）

▷別途、食事提供や送迎による実費が必要となります。

時間・曜日 9時～17時30分（日・月・祝日・年末年始を除く） ＊月曜日が祝日の場合、翌火曜日も休み

こうちファミリーサポートセンター ☎880-5210

◆ 放課後児童クラブ

保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない小学校1～6年生を対象に、放課後から午後6時まで市立35小学校で放課後児童クラブを開設しています。

子ども育成課 ☎823-9482

◆ 乳児院・児童養護施設

保護者のいない子どもや、家庭のさまざまな事情で子どもを育てられないとき、親にかわって子どもを養育する施設です。

子ども家庭支援センター ☎823-1212

8 医療

◆ 各種診査・相談

種類	内容	窓口
相談	妊娠・出産・育児に関する相談	親子サポートステーション(母子保健課) 東部親子サポートステーション 西部親子サポートステーション 北部親子サポートステーション
	子どもの発達に関する相談、障害児支援、療育相談	母子保健課 子ども発達支援センター
	健康(保健・栄養・歯科など)相談・支援、難病相談、精神保健福祉相談	健康増進課
	結核、エイズ、感染症についての相談	地域保健課 予防接種・感染症対策室
教室・講座	離乳食教室、パパママ教室、妊産婦・育児相談	母子保健課
	健康講座	健康増進課
健康診査	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査(乳児・1歳6か月児・3歳児)、新生児聴覚検査、妊婦歯科健診	母子保健課
	女性健康診査、各種がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)、胸部検診、健康増進法健診(生活保護等受給者)、歯周病検診(20・30・40・50・60・70歳)	健康増進課
	高知市国保特定健康診査(40～74歳の高知市国民健康保険加入者)	保険医療課
検査	HIV・梅毒抗体検査、肝炎ウイルス(B型・C型)検査	地域保健課 予防接種・感染症対策室
訪問指導	赤ちゃん誕生おめでとう訪問(生後4か月までの全戸訪問)、妊産婦・乳幼児訪問	母子保健課
その他	母子健康手帳の交付	親子サポートステーション(母子保健課) 東部親子サポートステーション 西部親子サポートステーション 北部親子サポートステーション
	産後ケア事業(訪問型・宿泊型・通所型)	母子保健課
	予防接種に関すること	地域保健課 予防接種・感染症対策室

母子保健課／親子サポートステーション ☎855-7795

東部親子サポートステーション ☎882-0035

西部親子サポートステーション ☎843-0415

北部親子サポートステーション ☎820-1025

母子保健課 子ども発達支援センター ☎823-9552

健康増進課 ☎803-8005

地域保健課 予防接種・感染症対策室 ☎821-6514

保険医療課 ☎823-9359

◆ 助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由によって入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を対象に安心して出産をむかえてもらうための制度です。

該当世帯

①生活保護世帯 ②市民税非課税世帯

入所施設

高知医療センター 高知市池 2125－1
 国立病院機構高知病院 高知市朝倉西町1丁目2－25
 高知赤十字病院 高知市秦南町1丁目4番63－11号

母子保健課 ☎855-7795

◆ 高知市福祉医療費助成制度

高知市福祉医療費助成条例に基づき、以下3つの医療費助成を行っています（要申請）。

県内の医療機関で保険診療を受ける場合、受給者証を提示すると、自己負担分について助成が受けられます。ただし、入院時食事療養費を除きます。

県外の医療機関では受給者証は使えませんので、一旦自己負担分をお支払いいただき、後日担当課で払戻しの手続きをしてください。

制度	対象
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童等)で所得税の非課税世帯※
子ども医療	中学生までの児童の入院、通院 (所得制限なし)

※所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分があるものとして、非課税世帯の判定を行う。

子育て給付課 ☎823-9447

制度	対象
重度心身障害児(者)医療	【18歳未満】 - 身体障害者手帳1級または2級所持の児童 - 療育手帳A1またはA2所持の児童 - 身体障害者手帳3級または4級と、療育手帳B1合併障害の児童
	【18歳以上】 - 身体障害者手帳1級または2級所持の者 - 療育手帳A1またはA2所持の者 ※ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに受給資格を取得した方については市町村民税非課税世帯の方が助成対象。

障がい福祉課 ☎823-9053

◆ 公費負担医療制度

法律に基づく、公費による医療費助成があります。保険診療の自己負担分のうち一部を助成します。

制度	対象	給付の範囲	助成の範囲
未熟児 養育医療	指定養育医療機関で入院治療している①2,000g以下、②2,000g超で特に生活力が弱い1歳未満の赤ちゃん。 (②については審査により認定された者) *所得制限有	医療費 及び 食事療養費	・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定されます。 *子ども医療受給者証との併用により、指定養育医療機関（県内外）で治療される場合の保険診療にかかる窓口払いは発生しません。
自立支援 医療 (育成医療)	指定自立支援（育成医療）医療機関で治療を行う予定の者（身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来生活に支障を来すおそれのある児童）で、審査により認定された18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 治療用補装具費等	・医療費にかかる自己負担割合は原則1割ですが、世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担上限月額が決定されます。
小児慢性 特定疾病 医療	指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を行う予定の者で、国で定める疾病・対象基準に該当し、審査により認定された18歳未満の者。 *ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで延長可能。	医療費 及び 食事療養費、 日常生活用具費	・医療費にかかる自己負担割合は原則2割ですが、世帯の市町村民税課税状況額に応じて、自己負担上限月額が決定されます。 (*血友病等の先天性血液凝固因子異常については、自己負担なし)
結核児童 療育医療	指定療育医療機関で小児結核により入院治療を受ける必要のある18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 日用品・学習品等	・世帯の市町村民税課税状況に応じて、自己負担額が決定されます。

前ページ記載の高知市福祉医療費助成制度の受給者は、上記の公費負担医療制度で定められた自己負担額を高知市が助成します。

そのため、県内の指定医療機関においては、保険診療にかかる窓口負担は原則として発生しません。

県外の指定医療機関で公費医療（未熟児養育医療以外）を受ける場合は、一旦定められた自己負担額をお支払いいただき、担当課で払戻しの手続きをしてください。

子育て給付課 ☎823-9447

この他にも、いろいろな制度があります。詳細は高知市HPなどでご確認ください。

(例)	・ 自立支援医療（更生医療）	障がい福祉課	☎823-9053
	・ 自立支援医療（精神通院医療） ・ 特定医療費（指定難病）	健康増進課	☎803-8005
	・ 結核医療（適正医療・入院医療）	地域保健課 予防接種・感染症対策室	☎821-6514
	・ 医療扶助（生活保護受給中の方）	福祉管理課	☎823-9444

◆ 高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が**上限額**を超えたときに、その超えた分が支払不要となる、または後日還付される制度です。

上限額は、年齢や所得に応じて定められています。また、直近12か月（当月含む）の間に高額療養費に該当した月が3回以上あれば、4回目以降は上限額が下がります。

令和8年7月までは**月単位**の**上限額**のみとなっていますが、令和8年8月からは新たに**年単位**の**上限額**も設けられます。（月＝1日～末日、年＝8月～翌年7月）

▷制度は年々変わりますので、最新の情報は厚生労働省HPなどで必ずご確認ください。

マイナ保険証の場合	申請不要 ⇒ 上限額を超えた分は支払不要
マイナ保険証でない場合	【事前申請】 限度額適用認定証を取得し、窓口で提示する ⇒ 上限額を超えた分は支払不要
事前申請と事後申請の2通りがあります。	【事後申請】 自己負担分を一旦全額払い、申請する ⇒ 後日、上限額を超えた分が還付される

申請方法については、**健康保険の保険者やお勤め先**にお問い合わせください。

◆ 無料低額診療事業

社会福祉法第2条第3項第9号に基づき、高知医療生活協同組合の医療機関2つで、生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業が実施されています。

ご利用にあたりましては、各医療機関に直接お問い合わせください。

▷世帯全員の収入が分かるものが必要です。

▷無料低額診療を受けられる期間は、原則6か月間です（収入が変化した場合、要申告）。

- ・ 高知生協病院 高知市口細山 206-9 ☎840-0123
- ・ 潮江診療所 高知市高見町 363 ☎833-9511

また、上記医療機関で調剤処方された場合、調剤費の全部または一部を高知市が助成します（要申請）。

▷初診の日から28日以内に発行される処方箋に限ります。

健康福祉総務課 ☎823-9440

9 自主活動

◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」の事業

こうち男女共同参画センター「ソーレ」は、女性も男性も、職場や家庭、地域など社会のあらゆる場に共に参画し、責任も分かち合う社会「男女共同参画社会」の実現に向けた活動の拠点施設です。

「ソーレ」では、男女共同参画に関する講演会や講座、人材育成研修や調査事業、相談事業のほか、団体等の自主的な学習や活動の支援を目的として、施設の貸出（有料）やホームページによる情報提供、図書・資料の閲覧・貸出を行っています。

施設の貸出には利用登録が必要です。利用登録は、インターネットや窓口などでできます。貸出予約はインターネット、電話等で受け付けます。詳しくはソーレホームページをご覧ください。

▷利用時間（第2水曜日・祝日・年末年始休館）

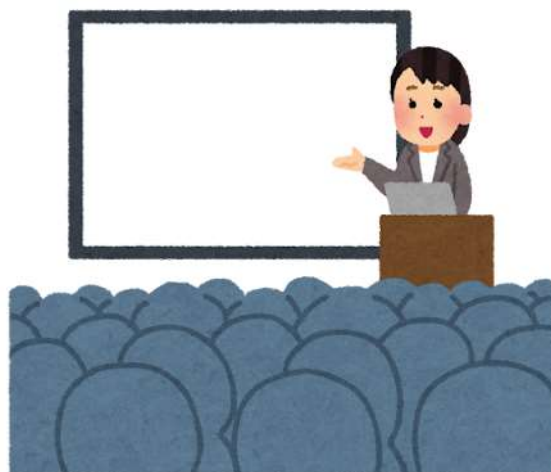
施設：9時～21時（土・日・月曜日9時～17時）

図書・情報資料室：9時～20時（土・日・月曜日9時～17時）

相談室：3ページをご覧ください。

▷講座等の開催については、ホームページや県広報紙「さんSUN高知」・市広報紙「あかるいまち」等でお知らせします。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」 ☎873-9100
ホームページ <https://www.sole-kochi.or.jp>



10 優遇制度

◆ 製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭のお母さんや寡婦の方は、製造たばこ小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

詳しくは

四国財務局 理財部理財課 ☎087-811-7780

申請手続きは

日本たばこ産業㈱香川支社 許可担当 ☎087-823-6616

◆ J R通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子家庭又は父子家庭の方は、J R通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

定期券をお買い求めの際に、児童扶養手当を認定した市町村の発行する「特定者資格証明書」が必要となりますので、ご購入の前に子育て給付課にお問い合わせください。

▷学割などの他の割引制度との併用はできません。

詳しくは

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 税の軽減

母子家庭又は父子家庭のお母さんやお父さんで一定の要件を満たす方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに寡婦又はひとり親控除の適用が受けられます。

寡婦又はひとり親控除適用の方で前年の所得金額が一定額以下の場合は、住民税（市県民税）が非課税となります。

詳しくは

市民税課 ☎823-9421

◆ 少額貯蓄非課税制度（マル優）

預貯金の元本 350 万円までの利子が非課税になる制度です。

対象となる方の例

- ・児童扶養手当の受給者（児童の母）
- ・遺族基礎年金／遺族厚生年金の受給者（妻）、寡婦年金の受給者（妻）
- ・障害基礎年金／障害厚生年金の受給者、障害者手帳の交付を受けている方

ご相談は 各金融機関の窓口へ

11 子育て冊子のご紹介



高知市こども未来部の各課が編集・発行している子育て冊子のご紹介です。
こちらもぜひご活用ください。

『こうちし子育てガイド ぱむ』

高知市では子どもたちがすくすく幸せに育っていくことができるよう、妊娠期から出産、子育て中の方が安心して子育てができるようにと願いをこめて、「こうちし子育てガイド ぱむ」を作成しています。

妊娠中の方や出産を控えている方、子育て中の方が相談できる場所、お子さんと一緒に遊んだり育児仲間と出会えるところ、お子さんを預けることができる施設など、主に就学前の子育て支援を中心に様々な情報をできるだけ分かりやすく掲載しています。

▷この情報誌は妊娠届提出時や就学前のお子さんがいるご家庭が高知市へ転入された際にお渡ししています。

【掲載内容の一例】

- § 妊娠、出産に関する制度や必要な手続き
- § 育児、ひとり親家庭、子どもの発達や障がいに関する相談機関
- § 保育所・認定こども園等や一時保育、地域子育て支援センターや園庭開放等の情報
- § 防災情報、休日・夜間救急ガイド等

【主な配布場所】

各地域の窓口センター、地域子育て支援センター、ふれあいセンター、子ども育成課、母子保健課

母子保健課 ☎855-7795

子ども育成課 ☎823-9482

『ふくふくまっぷ』

支援の必要なお子さんのための、高知県内の相談先・専門機関や各種サービス等についてまとめたものです。

【内容】

- | | |
|--------------|----------------|
| § 妊娠や出産 | § 子どもの成長や発達 |
| § 就園前～就園 | § 就学 |
| § 子どもの医療 | § 子どもの障害福祉制度 |
| § 助成・手当等 | § 災害に備える |
| § 地域や仲間とつながる | § その他子育てに関する情報 |

母子保健課 子ども発達支援センター ☎823-9552